

第2回デジタル社会における都市計画情報の  
高度化に向けた検討会 説明資料

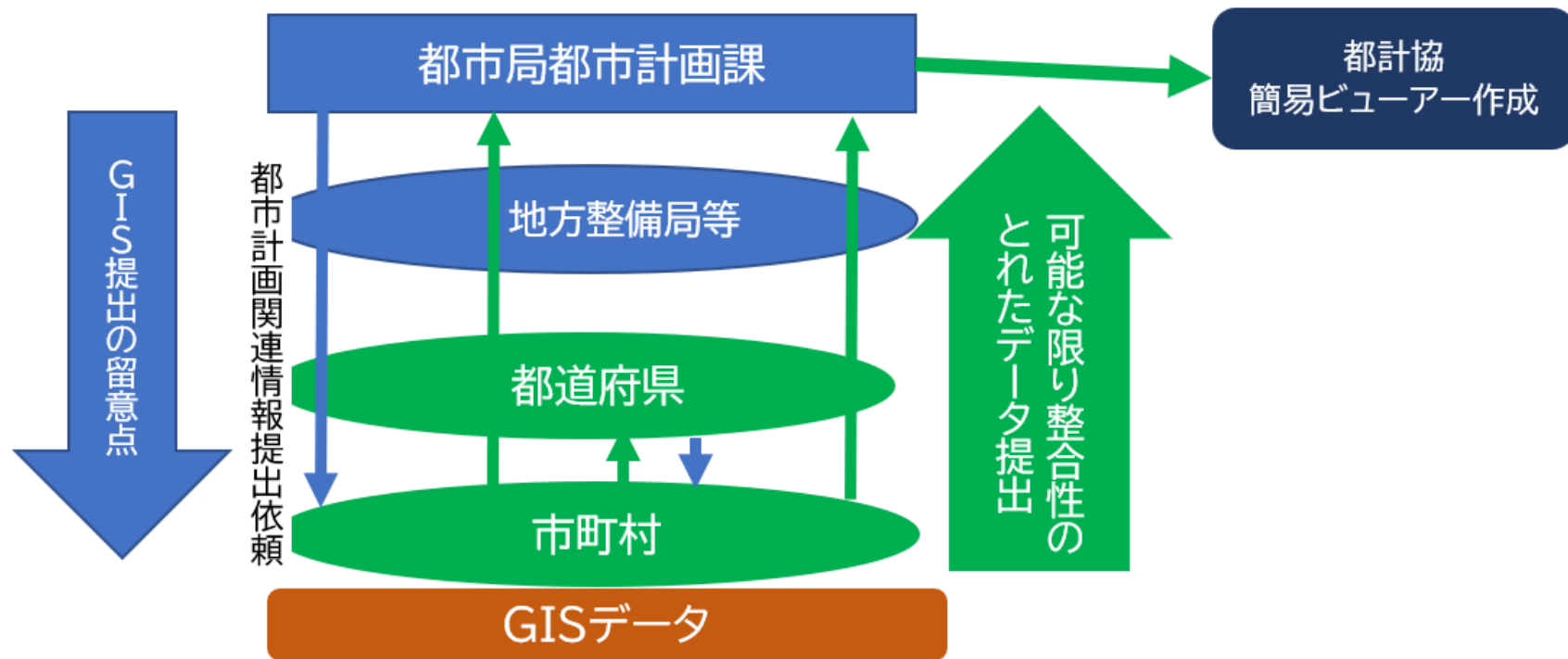
# 都市計画決定情報の簡易ビューアー の整備について

(公財) 都市計画協会 上席調査・研究員  
佐々木 晶二

# 1. 検討の経緯及び目的

- 1) 2022年度の都市局における都市計画決定情報データベース整備に連動
- 2) 都市局からシェープファイルのデータを提供いただく
- 3) (公財) 都市計画協会として、都市局から提供いただいた**GIS**データのうち、都道府県・市町村の使用ニーズの高い事項について、パソコン上で簡単にデータを確認できる簡易ビューアー整備 (2022年度末には整備予定)
- 4) それによって、**GIS**データ提出市町村等相互のメリットを創造

# (参考1) 都市計画決定情報データベースと簡易ビューアーの関係





## 2. 簡易ビューアー作成にあたっての課題

- 1) 対象とする都市計画決定内容の絞り込み＋連動する他データの絞り込み
  - a) 都道府県・市町村の都市計画担当者のニーズ
  - b) 都市開発・不動産関係の事業者のニーズ
- 2) GIS提供市町村の一部から示される「公開条件」についての対応（都市計画決定情報データベースそのものと同じ課題）



## (参考4) 公開条件整理の前提条件

### 官民データ活用推進基本法

(定義) 第二条 この法律において「官民データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十三条第二項において同じ。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であつて、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

（国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等）

第十一条 国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。



オープンデータ基本指針（平成29年5月30日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定 令和元年6月7日改正）

## 6. 地方公共団体、独立行政法人、事業者におけるオープンデータの取組

### （1）地方公共団体

官民データ法第11条第1項では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずるものとされている。

地方公共団体は、官民データ法の趣旨及び本基本指針を踏まえてオープンデータを推進することが求められる。

推進に際しては、国や地方公共団体が公開するデータを横断的に活用することができるよう、標準的な形式及びルールに基づいた公開に努めることが望ましい。また、複数団体が共同でオープンデータポータルサイトを立ち上げるといった取組も有効である。